

こどもの権利保障に関する条例比較（政令市）

項目		川崎市	名古屋市	札幌市	相模原市	新潟市
条例名		子どもの権利に関する条例	子どもの権利条例 ※R2.4に子ども条例を改正	子どもの最善の利益を実現するための権利条例	子どもの権利条例	子ども条例
施行年度		H12.12.21 H17.3.24改正	H20.4 R2.4.1改正	H20.11.17	H27.4.1	R4.4.1
こどもの権利	<p>【参考】子どもの権利条約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きる権利 ・育つ権利 ・守られる権利 ・参加する権利 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して生きる権利 ・ありのままの自分でいる権利 ・自分を守り、守られる権利 ・自分を豊かに市、力づけられる権利 ・自分で決める権利 ・参加する権利 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に安心して生きる権利 ・一人一人が尊重される権利 ・のびのびと豊かに育つ権利 ・主体的に参加する権利 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して生きる権利 ・自分らしく生きる権利 ・豊かに育つ権利 ・参加する権利 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して生きる権利 ・心身ともに豊かに育つ権利 ・自分を守り、守られる権利 ・地域及び社会に参加する権利 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して生きる権利 ・豊かに生き、育つ権利 ・自分らしく生きる権利 ・身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利 ・社会に参加する権利 <p>※そのほかに基本理念の中で子ども固有の基本的権利として、「一人の人間としての尊厳」「今を豊かに生きる権利」「成長発達する権利」を規定の上、手段的権利として2つの権利を規定</p>

項目		川崎市	名古屋市	札幌市	相模原市	新潟市
権利侵害の救済		○	○ ※別途「子どもの権利擁護委員条例」を制定	○	○	○ ※権利侵害の救済のために、市が必要な措置を講じることを規定。
救済委員等	名称	人権オンブズパーソン ※子ども以外も対象	子どもの権利擁護委員	子どもの権利救済委員	子どもの権利救済委員 ※委員の職務補佐のため、子どもの権利相談員を設置。	
	目的	市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資する	子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保する	権利の侵害を受けた子どもに対する迅速で適切な救済	子どもの権利の侵害から子どもを救済する	
	定員	2人	5人	2人	3人（相談員4人）	
附属機関等	名称	子どもの権利委員会	なごや子ども・子育て支援協議会	子どもの権利推進委員会		子どもの権利推進委員会
	目的	子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進	子どもに関する施策に関する重要事項の調査・審議	子どもに関する施策の充実、子どもの権利の保障状況の検証		子どもに関する施策の充実、子どもの権利の保障の推進
	定員	10人	35人	15人		15人